

令和 5 年 11 月 30 日
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成 9 年国税庁告示第 5 号）」の一部を改正する告示案等に対する意見募集について

酒質矯正、酸化防止、清澄化等の目的で、酒類の保存のため酒類に混和することができる物品については、酒税法施行規則第 13 条第 8 項第 3 号の規定により、国税庁長官が指定し、告示しています（酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成 9 年国税庁告示第 5 号））。

今般、ビール又は発泡酒に混和することができる物品として、リン酸及び乳酸を指定することとし、当該告示及び物品の使用目的等を定めた法令解釈通達（「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（法令解釈通達））の改正案を取りまとめました。

これについて、御意見がございましたら、下記により御提出ください。

記

1. 意見募集対象

『酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成 9 年国税庁告示第 5 号）』・新旧対照表（案）」及び『酒類保存のため酒類に混和することができる物品』の取扱いについて（法令解釈通達）・新旧対照表（案）」（別紙参照）

※ 告示の全文及びその他の関連する法令については、以下の URL から御参照ください。

（告示）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/970423/01.htm>

（法令解釈通達）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/970423-2/01.htm>

（酒税法）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328AC0000000006>

（国税庁所定分析法）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/070622/01.htm>

2. 意見の提出方法

3の記載事項を明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で御提出ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送による場合

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1

国税庁課税部鑑定企画官（審査係）宛

（封筒等の表面に「『酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件』に対する意見」と記載願います。）

(3) F A Xによる場合

F A X番号：03-3593-0406

※ 電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

3. 記載事項

(1) タイトル「『酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件』に対する意見」と記入してください。

(2) 氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

(3) 住所

(4) 電話番号

(5) 御意見及びその理由

（どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）

4. 意見募集期間

令和5年11月30日（木）から令和6年1月12日（金）まで

※ 郵送の場合は同日必着

5. 御意見の提出上の注意

※ 御意見は、日本語で御提出ください。

※ 御意見については、提出者の氏名及び連絡先等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

※ 御記入いただいた氏名、住所及び電話番号は、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。